

# 指定介護予防支援事業 及び第1号介護予防支 援事業の委託要件の見 直しについて

# ■ 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の委託要件の見直しについて

## 問題

委託を受けてもらえない



- ・ 公正中立を保てない
- ・ 利用者 に 不利益がある
- ・ 特定の居宅介護支援事業所に偏る
- ・ 担当件数が増える
- ・ 三職種業務に影響が出る

## 課題の整理

- ① 手続きが煩雑
- ② 報酬が低価格
- ③ 委託要件があるため受託の意志があっても、開設直後の事業所には委託が出来ない
  - (1) 1年以上継続して居宅介護支援事業を行っている
  - (2) CMは最低1回介護予防ケアマネジメント研修に参加し修了している
  - (3) 一人CMの事業所は法人の援護が必要

## 要件設定の背景

<CM>

- ① スキル
- ② 配置
- ③ 介護保険制度への理解

<事業所>

- ① 運営状況
- ② 継続性
- ③ 包括への理解
- ④ 介護保険制度への理解

事業所へ聞き取り

## 要件見直しに向けて

要件は適正なのか？

急務は委託を受けてもらえる事業所を増やすこと

## ■ 市内事業所へ聞き取り

項目	内容
手続きが複雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング時に状態の変更が無いかをアセスメントしているが、評価表は半年に1回必要と思う。</li> <li>・計画書が要支援と要介護で異なるので、要介護と要支援とそれぞれ作成し直さなければいけないので時間を要する。</li> <li>・アセスメントシートの内容が事業所のものと重複するため、代用出来ればと思う。</li> <li>・他市に比べると書類が多いと感じる。特に更新の際は書類が多く準備に時間を要する。</li> <li>・手続きが煩雑なので急なプラン作成が必要な際に間に合わず、利用者に影響が出ることがある。</li> <li>・包括と書類の行き来が多いので時間を要する。</li> </ul>
報酬について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援のプランだけでは事業所を運営するのが難しい。</li> <li>・報酬についてはルールなのでどうしようもない問題。</li> </ul>
事業運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネは資格を取得し、法定研修を受講しており公に認められているため、芦屋市の研修を受講しなくてもプランを持てると思う。</li> <li>・新人研修を受けないと担当出来ないので年度当初の担当割で苦労する。他市では受講予定でも担当できる。</li> <li>・現状要介護の担当で枠が埋まり、要支援を担当する余裕がない状況。</li> </ul>

## ■ 新規開業事業所へ聞き取り

項目	内容
体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在は常勤1名体制（管理者は他の事業の管理者を兼務）</li> <li>●デイサービス担当職員と同一スペースで執務（居宅部門という部署）</li> <li>●デイサービス担当職員はケアマネジャー資格を有する職員が複数在籍</li> </ul>
これまでの事業実績について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他府県で居宅介護支援事業所を介護サービス事業、障害者総合支援法事業を複数運営</li> <li>●当該事業所では（令和4年7月現在）居宅介護支援約数件を担当</li> </ul>
事業運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人当たりの介護予防ケアマネジメント件数の目安としては、1/3（約12～13件）を担当しても良いと考えている</li> <li>●公正中立を念頭に置いている</li> <li>●資質向上の機会を大切にしている</li> </ul>
人材育成について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同一法人のケアマネジャーが一堂に会し、研修等を受ける機会を設けている（3～4回/年）</li> <li>●管理者が定期的に集まり、困難事例への対応等について協議する場も有している</li> </ul>